

農業競争力強化農地整備事業実施要領

制定 平成30年3月30日付け29農振第2605号
平成30年3月30日付け29生畜第1500号
最終改正 令和3年4月1日付け2農振第3714号
令和3年4月1日付け2生畜第2365号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
㈱日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖縄振興開発金融公庫理事長

殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省生産局長

第1 趣旨

本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

- 1 要綱第2の1の農地整備事業（以下「農地整備事業」という。）に係る運用及び取扱いは、それぞれ別紙1によるものとする。
- 2 要綱第2の2の実施計画等策定事業（以下「実施計画等策定事業」という。）に係る運用は、別紙2によるものとする。
- 3 要綱第2の3の草地畜産基盤整備事業（以下「草地畜産基盤整備事業」という。）に係る運用は、別紙3によるものとする。
- 4 要綱第2の4の農村環境計画策定事業（以下「農村環境計画策定事業」という。）に係る運用は、別紙4によるものとする。
- 5 要綱第2の5の農業基盤整備促進事業（以下「農業基盤整備促進事業」という。）に係る運用は、別紙5によるものとする。
- 6 要綱第2の6のスマート田んぼダム実証事業に係る運用は、別紙6によるものとする。

第3 計画の作成

- 1 要綱第5の農業競争力強化基盤整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、それぞれの様式により作成するものとする。

- (1) 国営事業関連区分 様式 1
- (2) 農地集積促進区分 様式 2
- (3) 高付加価値化等促進区分 様式 3 (地域雇用創出型) 様式 4 (地域活性化用地創出型)

2 要綱第 5 の農業基盤整備計画は、別紙 5 に定めるところにより作成するものとする。

第 4 採択要件

第 2 に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用又は取扱いに定めるところによるほか、農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 第 3 の 1 の (1) の国営事業関連区分により事業を実施する場合にあっては、当該事業が国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体的に事業を行うことで事業効果を高めるものであること。
- 2 第 3 の 1 の (2) の農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等 (別紙 1 別表 1 の区分の欄の 1 から 3 までの事業をいう。以下同じ。) の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合 (以下「担い手農地利用集積率」という。) が 50 パーセント以上 (別紙 1 の第 3 の 2 の (2) により中山間地域型を実施する場合にあっては 30 パーセント以上) となることが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別紙 1 によるものとする。
- 3 第 3 の 1 の (3) の高付加価値化等促進区分により事業を実施する場合にあっては、高収益作物の導入・生産拡大、集落営農組織等の設立・法人化又は農業用施設や地域活性化施設を用途とする用地を創出するものであること。
- 4 農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業を総合的に施行する場合にあっては、それぞれの事業の受益面積の重複がおおむね 30 パーセント以上であること。

第 5 事業の審査

要綱第 7 の 2 の審査については、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。) に基づく事業を実施する場合には、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

- 1 事業の実施が技術的に可能であること。
- 2 事業の効果が費用を償うものであり、かつ、周辺地域に波及する見込みがあること。
- 3 地域農業の方向に沿ったものであること。
- 4 水利権その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。
- 5 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
- 6 用水及び排水の計画基準が適正であること。

- 7 工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。
- 8 地域の環境との調和に配慮されていること。

第6 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに要綱第7に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。
 - (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
 - (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

附 則

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別紙1の第3の3の耕作放棄地型については、令和2年度以降の新規採択を行わないものとする。なお、令和元年度以前に採択され、令和2年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 農村地域復興再生基盤整備総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け

24 農振第 2170 号農林水産事務次官依命通知) に基づき実施してきた地区であつて、令和 3 年度以降も実施する必要がある地区については、要綱第 7 の申請及び採択が行われたものとみなす。

(様式1)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画（国営事業関連区分）						
事項	内 容					
1. 地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：					
2. 関連する国営事業等	・整備状況（関連する国営事業、前歴事業等）					
3. 地区における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点					
4. 地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等					
5. 生産基盤整備の内容	・基盤整備計画					
	事業種					
	事業別面積(ha)					
	備考					
6. 営農支援の体制						

(様式 2)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画（農地集積促進区分）																							
事 項	内 容																						
1. 地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地区名： ・所在地： ・地区面積： 																						
2. 担い手への農地利用集積方針	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地集積に向けた取組み方針等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">担い手数</th> <th style="width: 20%;">担い手の経営等農用地面積 (ha)</th> <th style="width: 30%;">担い手農地利用集積率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産基盤整備事業等の完了時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>増加ポイント</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)	事業開始時				生産基盤整備事業等の完了時				増加ポイント					
	担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)																				
事業開始時																							
生産基盤整備事業等の完了時																							
増加ポイント																							
3. 地区における農用地の現況及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況（関連する国営事業、前歴事業等） 																						
4. 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> ・作付作物、土地利用体系、作業体系等 																						
5. 生産基盤整備の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備計画 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">事業種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業別面積 (ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					事業種						事業別面積 (ha)						備考					
事業種																							
事業別面積 (ha)																							
備考																							
6. 営農支援の体制																							

(様式3)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画（高付加価値化等促進区分（地域雇用創出型））																											
事項	内容																										
1. 地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> 地区名： 所在地： 地区面積： 																										
2. 地区における農用地の現況及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> 地区農用地の現況及び問題点 整備状況（関連する国営事業、前歴事業等） 																										
3. 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> 作付作物、土地利用体系、作業体系等 																										
4. 生産基盤整備の内容	<ul style="list-style-type: none"> 基盤整備計画 <table border="1"> <tr> <td>事業種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業別面積(ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						事業種							事業別面積(ha)							備考						
事業種																											
事業別面積(ha)																											
備考																											
5. 営農の展開方向	営農展開方向	① 高収益作物の導入・生産拡大 ② 集落営農組織の設立・法人化																									
	<ul style="list-style-type: none"> 導入・生産拡大予定の高収益作物（名称、面積等） 設立（法人化）予定の集落営農組織の概要（組織の概要、法人化予定、構成員、組織図等） 																										
6. 高付加価値化等方針	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値化等に向けた取組方針 <p>※高収益作物の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載</p>																										
7. 地域雇用創出方針	<ul style="list-style-type: none"> 雇用創出に向けた取組方針 <p>※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載）</p>																										
8. 高付加価値化等に向けた支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 支援体制図 																										

(様式4)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画（高付加価値化等区分（地域活性化用地創出型））																								
事項	内容																							
1. 地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> 地区名： 所在地： 地区面積： 																							
2. 地区における農用地の現況及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> 地区農用地の現況及び問題点 整備状況（関連する国営事業、前歴事業等） 																							
3. 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> 作付作物、土地利用体系、作業体系等 																							
4. 生産基盤整備の内容	<ul style="list-style-type: none"> 基盤整備計画 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業種</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>事業別面積(ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						事業種						事業別面積(ha)						備考					
事業種																								
事業別面積(ha)																								
備考																								
5. 用地創出の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">用地名</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積(ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>創出する用地の位置（図面）</p>						用地名				用途				面積(ha)									
用地名																								
用途																								
面積(ha)																								
6. 地域活性化の方向（農業用施設、地域活性化施設の用途等）	<ul style="list-style-type: none"> 創出した用地を活用した農業の高付加価値化等による地域活性化方策 																							
7. 地域活性化に向けた支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 支援体制図 																							

別紙 1（農地整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要綱第 2 の 1 に掲げる農地整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる

第 2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 農地所有適格法人等 農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

なお、基幹ほ場 3 作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する 3 つの作業とし、畑作にあつては（1）、（3）又は（4）のうち農業者が主なものとして選択する 2 つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に順じるものとする。

- （1）耕起
- （2）代かき
- （3）田植え又は播種
- （4）収穫

3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。

（1）農業者（農地所有適格法人を含む。）の場合

認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる 16 歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること）

イ その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であつて、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ 生産基盤整備事業等の完了時における経営等農用地の面積（農地所有適格法人にあつては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出

した面積)が、おおむね3.5ヘクタール(露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあつては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して定める面積、北海道にあつては北海道知事があらかじめ農村振興局長の意見を聴いて地域ごとに定める面積)を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあつては、市町村長が都道府県知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して都道府県知事はあらかじめ地方農政局長等の意見を聴くものとする。

エ 事業実施地区について、第6の1の(1)のイにより市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画(以下「促進計画」という。)及び第6の2の(2)のイにより市町村が作成する特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画(以下「特定地域導入促進計画」という。)の目標年度又は第3の3の耕作放棄地型の事業完了年度(耕作放棄地解消・集積促進事業(別表1の区分の欄の4の(3)のイの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。以下同じ。)を実施する場合にあつては、第6の3の(2)により知事が作成する遊休農地利用増進土地改良整備計画(以下「遊休農地利用増進整備計画」という。)の目標年度。以下同じ。)までに認定農業者となることが確実と見込まれること。

なお、促進計画及び特定地域導入促進計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(2) 生産組織の場合

次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械・施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、(1)のア及びイの要件を満たす者がいること。また、生産基盤整備事業等の完了時において、基幹ほ場3作業についてそれぞれのオペレーターの作業面積(生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。)が(1)のウに定める基準を超えていること。

ウ 促進計画若しくは特定地域導入促進計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度までに法人となり認定農業者となることが確実と見込まれること。

(3) 集落営農の場合

特定農業団体(農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。以下同じ。)又は次に掲げる全ての要件を満たす組織(以下「特定農業団体等」という。)であることが確実と見込まれること。

ア 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農地所有適格法人となることに関する計画であつて、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(ア) 農地所有適格法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日（以下「計画策定日」という。）から起算して5年を経過する日前であること。

(イ) 当該団体が農地所有適格法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ウ) 当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、市町村基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

(エ) 当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、市町村基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

ウ その耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担していること。

エ その耕作に係る利益を全ての構成員に対し配分していること。

オ 市町村基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農地の面積の3分の2以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稻については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあつては、2分の1以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(4) 法人（農地所有適格法人を除く。）の場合

促進計画若しくは特定地域導入促進計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5) 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の（1）に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）に位置づけられていること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

4 中山間地域 次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

(1) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島

(2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された地域

(3) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域

(4) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域

(5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

(6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域

(7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）

(8) 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域

(9) (1) から (8) までに掲げる地域に準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

5 集約化 同一の中心経営体の経営等農用地であって、1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール。都道府県知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有していることをいう。

まとまりを有する農地とは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

(2) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの

(3) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

(4) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

- (5) 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの
- (6) その他当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

第3 事業の内容

農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業（別表1の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。）の事業種類の欄の（4）又は（5）に掲げるものを実施するもの
- (2) 生産整備事業の事業種類の欄の（1）から（6）までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの
- (3)（1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

2 中山間地域型

- (1) 第5の2の（1）の要件を満たす場合は次に掲げるものとする。
 - ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（4）又は（5）に掲げるものを中山間地域において実施するもの
 - イ 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（5）までに掲げるもののうち2以上を総合的に中山間地域において実施するもの
 - ウ（1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に中山間地域において実施するもの
- (2) 第5の2の（2）の要件を満たす場合は次に掲げるものとする。
 - ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（4）又は（5）に掲げるものを中山間地域において実施するもの
 - イ 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（5）までに掲げるもののうち2以上を総合的に中山間地域において実施するもの
 - ウ ア又はイの生産基盤整備事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の（6）から（8）までに掲げるもの並びに別表1の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に中山間地域において実施するもの

3 耕作放棄地型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（5）まで又は（7）に掲げるものを実施するもの
- (2)（1）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から4までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを一体的に実施するもの

4 国営事業促進型

国営農地再編整備事業（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）又は国営緊急農地再編整備事業実施要綱

(平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行われる事業をいう。以下同じ。)と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)のアに掲げる事業

5 共通事項

(1) 営農環境整備事業(別表1の区分の欄の3の事業をいう。以下同じ)

ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

エ 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

(ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

(イ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

(ウ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

(エ) 農業施設の撤去又は移転であって、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね10戸以上、かつ、末端の受益戸数が2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

(2) 農業経営高度化支援事業(別表1の区分の欄の4の事業をいう。以下同じ。)

ア 高度土地利用調整事業(農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(1)の事業をいう。以下同じ。)のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 農業経営高度化支援事業の啓発普及

(イ) 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（３）の事業をいう。以下同じ。）又は耕地利用高度化推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（４）の事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導

イ 高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 関係農家の意向調査活動

(イ) 土地利用調整活動

(ウ) 農地流動化についての関係機関との調整活動

(エ) 農業機械の利用再編に関する活動

(オ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

(カ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

(キ) その他農地流動化に係る調査・調整活動

エ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ 耕作放棄地解消支援事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（２）の事業をいう。以下同じ。）のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 本事業の啓発普及

(イ) 本事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 本事業の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 市町村、土地改良区若しくは農業協同組合が行う耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業に関する助言若しくは指導、耕作放棄地活用推進事業に関する助言若しくは指導又は市町村が行う耕作放棄地解消・集積促進事業に関する助言若しくは指導

(オ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合に対して行う耕作放棄地解消・発生防止のための技術研修

(カ) 耕作放棄地解消・発生防止の取組を広めるための調査・普及活動

(キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に関する指導等の活動

カ 耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 関係農家、耕作放棄地所有者及び新規参入者の意向調査活動

(イ) 土地利用調整活動

(ウ) 関係機関との調整活動

- (エ) 新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催
- (オ) 農業機械の利用再編に関する活動
- (カ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
- (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に係る調査・調整活動

キ 耕作放棄地解消支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下同じ。）まで実施することができるものとする。

ク 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、次のとおりとする。

- (ア) 中心経営体農地集積促進事業

中心経営体への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

- (イ) 耕作放棄地解消・集積促進事業

耕作放棄地の解消・発生防止及び担い手への農地の集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

- (ウ) 中山間担い手育成支援事業

a 地域の農業を牽引する中心経営体の育成に資するものとなるよう配慮するものとする。

b 高収益作物の作付面積の増加に資するものとなるよう配慮するものとする。その際、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日経営第7133号農林水産事務次官依命通知）のIVの第2の6（1）①に定める戦略作物を優先して高収益作物に転換するものとする。

ケ 耕地利用高度化推進事業の内容は、次のとおりとする。

- (ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
- (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
- (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
- (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
- (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
- (カ) 転作後に必要な田面整地作業
- (キ) その他農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
- (ク) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

コ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

サ 耕作放棄地活用推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（5）の事業をいう。以下同じ。）の内容は、次のとおりとする。

- (ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
- (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
- (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
- (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

- (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
- (カ) 転作後に必要な田面整地作業
- (キ) 新たな営農展開や経営拡大を促進するための追加・補助的な整備
- (ク) 担い手の確保までの間に暫定的に行う農地の維持・管理
- (ケ) 事業による耕作放棄地の解消効果を普及するための実証整備
- (コ) その他耕作放棄地の解消及び発生防止に必要な条件整備等

シ 耕作放棄地活用推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合は、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度）まで実施することができるものとする。

ス 耕作放棄地活用推進事業は、耕作放棄地解消等基盤整備基本構想の範囲内で実施するものとする。

(3) 事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、農地整備事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

第4 事業実施主体

農地整備事業に係る要綱第4の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

- 1 農地整備事業の事業実施主体は、2から5までに定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 指導事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（1）のア及び（2）のアの事業をいう。以下同じ。）の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。
- 3 調査・調整事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（1）のイ及び（2）のイの事業をいう。以下同じ。）及び耕作放棄地活用推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（5）の事業をいう。以下同じ。）の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。
- 4 農業経営高度化促進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。
- 5 耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（5）までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地が地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とするが、次に掲げる要件を全て満たす場合はこの限りでない。

- ア 第6の1の(2)に示す集約化を進める基本的な方針(以下「基本方針」という。)が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。
 - イ 事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域(以下「営農区」という。)の規模の合計が60ヘクタール以上であること
 - ウ 第6の1の(3)に示す農用地集積加速化整備構想(以下「整備構想」という。)が地域の農業者や市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。
- (2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。
- ア 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地利用集積率が、事業開始時(高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。)に比べ別表2の区分の欄の1-1に示すとおり増加することが確実に見込まれること。
 - イ 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化された農地面積の割合(以下「担い手農地集約化率」という。)が、別表2の区分の欄の1-2に示すとおり増加することが確実に見込まれること。
 - ウ 次に定める要件を全て満たすこと。
 - (ア) 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実に見込まれること。
 - a 農地所有適格法人が存在しない地区
事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱(平成22年経営第7133号)第7に基づき交付金の交付を受ける農業者(以下「経営所得安定対策の加入者」という。)となる農地所有適格法人が設立されることが確実に見込まれること。
 - b 農地所有適格法人が存在する地区
事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実に見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実に見込まれること。
 - (イ) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める(ア)の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、50パーセント以上となることが確実に見込まれること。
- (3) 中心経営体農地集積促進事業(農業経営高度化促進事業のアの中心経営体農地集積促進事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあつては、促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合(以下「中心経営体集積率」という。)が55パーセント以上となること。
- (4) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なもののうち、担い手又は農地所有適格法人等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りでない。

- (5) 区画整理事業（生産基盤整備事業の事業種類の欄の（5）の事業をいう。）によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール（第2の4の（1）、（3）、（5）及び（8）に規定する地域において行うものにあつては、20アール。）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域（次のいずれかに該当する区域）については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。また、高付加価値農業施設移転等事業（別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の（2）の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。）を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあつては、上記にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

ア 畑作についての営農計画が樹立されている区域（畑地、樹園地、田畑輪換区域等）

イ 30アール以上の区画とすることによって土層の厚さが30cm以下となり不良土層（基岩、盤層、礫層、泥炭層等）の出現のおそれのある区域

ウ 30アール以上の区画とすることによって田差がおおむね1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域

エ 30アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化（地下水層の切断等）させる区域

- (6) 農道整備事業（生産基盤整備事業の事業種類の欄の（2）の農道整備事業をいう。）において整備する事業実施地区外の関連農道については、次の要件を満たすものとする。

ア ほ場と集落及び既設基幹道路等を連結するものであること。

イ 1路線の延長がおおむね500m未満であること。

ウ 連絡する農道の幅員は、おおむね5m以上であること。

2 中山間地域型

以下の（1）、（2）のいずれかの要件を満たすこと。なお、（2）による採択期間は令和3年度までとする。

- (1) 以下の要件を全て満たすこと。

ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（5）までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。

イ 以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件を満たすこと。

（ア）生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地利用集積率が、別表2の区分の欄の2-1のとおり増加することが確実に見込まれること

（イ）生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地集約化率が、別表2の区分の欄の2-2のとおり増加することが確実に見込まれること

（ウ）次に定める要件を全て満たすこと。

a 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。

(a) 農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立されることが確実と見込まれること。

(b) 農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第 23 条第 7 項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。

b 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める a の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、50 パーセント以上となることが確実と見込まれること。

ウ 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあつては、促進計画に定める目標年度において中心経営体集積率が 55 パーセント以上となること

エ 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、ほ場の整備が図られること。

(2) 以下の要件を全て満たすこと。

ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の (1) から (5) までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上であり、主傾斜がおおむね 100 分の 1 以上の農地の面積が当該事業の実施区域の全農地の面積の 50 パーセント以上を占める地域であること。

イ 第 6 の 2 の (2) により市町村が作成する特定地域導入促進計画に定める目標年度において、次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) 高収益作物の作付面積割合が事業の受益面積に対し 3 パーセントポイント以上増加すること。

(イ) 高収益作物の作付面積割合が当該担い手に係る受益面積に対し 5 パーセントポイント以上増加する担い手が 1 戸以上となること。

ウ 以下の (ア) から (ウ) までのいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地利用集積率が、別表 2 の区分の欄の 3-1 のとおり増加することが確実と見込まれること

(イ) 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地集約化率が、別表 2 の区分の欄の 3-2 のとおり増加することが確実と見込まれること

(ウ) 次に定める要件を全て満たすこと。

a 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。

(a) 農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立されることが確実と見込まれること。

(b) 農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第 23 条第 7 項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。

b 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める a の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、30 パーセント以上となることが確実と見込まれること。

エ 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあつては、特定地域導入促進計画に定める目標年度において中心経営体集積率が 55 パーセント以上となること。

オ 中山間担い手育成支援事業（農業経営高度化促進事業のウの中山間担い手育成支援事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、対象とする中心経営体の中に、特定地域導入促進計画に定める目標年度において当該中心経営体の経営等農用地面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合が 5 パーセントポイント以上となる中心経営体があること。

カ 水田地帯において区画整理事業等の実施により、ほ場の整備が図られること。

3 耕作放棄地型

(1) 第 6 の 3 の (1) に定めるところにより、耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（以下「整備基本構想」という。）が市町村により策定されていること。

(2) 生産基盤整備事業における受益面積の合計がおおむね 20 ヘクタール以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地が地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とする。

(3) 生産基盤整備事業における受益面積に占める耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が 6 パーセント以上（受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が 50 パーセント以上の場合にあつては、3 パーセント以上）であること。なお、耕作放棄地となるおそれがある農地とは、次のア又はイのいずれかに該当する農地とし、これらの要件を満たすかどうかは、農地所有者又は使用収益権者（以下「農地所有者等」という。）からの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、都道府県知事が判断するものとする。

ア 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者等によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地

イ 現に耕作の目的に供されている農地であつて、事業開始時において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を行わなくなる見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地

(4) 耕作放棄地解消・集積促進事業（農業経営高度化促進事業のイの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。）を行う場合にあっては、当該事業の受益面積に占める担い手にその利用が集約化される耕作放棄地の割合（以下「耕作放棄地集約化率」という。）が4パーセント以上となること。

4 国営事業促進型

中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、国営農地再編整備事業の農地集積に係る計画の目標年度において中心経営体集積率が55パーセント以上となること。

第6 計画の作成

農地整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

(1) 都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から促進計画の提出を受けた上で、令第50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「集積促進整備計画」という。）及び必要に応じて4の高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

ア 集積促進整備計画

(ア) 農地整備事業に係る令第50条第3項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

a 次に掲げる事項が明らかなものであること。

(a) 計画区域の現況

(b) 担い手等の見通し

(c) 担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積の内容

b 第5の1の(2)の要件を満たすことが確実と見込まれるものであること。

(イ) 集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

a 農業構造改善目標

b 担い手等の見通し

c 農地の流動化計画

d 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画

e 土地利用計画

f 農業生産基盤整備計画

(ウ) 集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする。

イ 促進計画

(ア) 促進計画は、市町村基本構想に基づき作成するものとする。

(イ) 促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、基盤整備の内容、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は複数の集落を対象とする。

(ウ) 促進計画においては、事業実施区域を対象に、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

a 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度において育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標等について定める。

ただし、第2の3の(6)に掲げる者を担い手に含める場合にあっては、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

b 農地の流動化計画

aに基づき、目標年度までの所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による農地流動化面積の目標を設定する。

c 経営体育成計画

aに基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体の育成等に係る目標を設定する。

d 農地所有適格法人等育成計画

aに基づき、農地所有適格法人等の育成、農業経営等に係る目標を設定する。

e 土地利用計画

優良農地を保全して農業経営等の規模拡大を進めるとともに、良好な生活環境の施設等の整備に係る非農用地の計画的な創出を図るため、集落及び対象事業実施地区内の農用地全体に係る土地利用計画を策定する。

f 農業機械利用計画

経営規模に見合った適正な農業機械の装備の水準を確保するため、aの農業構造再編の目標及びeの土地利用計画に基づき、農業機械の利用計画を策定する。

g ほ場の整備計画

営農を考慮したほ場の区画形状、面積、位置等について、従前地との対比を表示、図示等することにより作成する。この場合、高生産性ほ場(大区画)、一般ほ場(標準区画)、労働集約型ほ場(小区画)等に分割して作成する。

h 農業生産基盤の整備目標

農業生産基盤整備の目標を設定する。

i 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化、生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画を策定する。

j 推進体制整備計画

担い手に農地の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動の内容を定める。

k 営農環境の整備目標

営農環境整備の目標を設定する。

- l 土地改良施設等の管理計画
土地改良施設等の将来の適正な管理に係る体制整備について定める。
- m 農業農村整備事業管理計画
h 及び k の具体的な年度計画及び事業間調整について定める。
- n その他必要な事項
土地利用、景観保全協定等について定める。

(エ) 促進計画の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第 8 の規定について十分な周知を図るものとする。

(オ) 促進計画の策定に当たっては、次の計画等との整合を図るものとする。

- a 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 4 条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第 8 条に規定する市町村農業振興地域整備計画
- b 農業農村整備事業管理計画について（平成 3 年 6 月 24 日付け 3 構改 D 第 400 号構造改善局長通知）に定める事業管理計画

(カ) 市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

- a 計画策定委員会の設置
市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。
- b 集落懇談会の開催

(2) 第 5 の 1 の (1) のアの「基本方針」については、次のとおりとする。

ア 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 集約化の実施に関する基本的な事項

(イ) 集約化を進める区域（農地の保有及び利用の現況、将来の見通し等からみて認定農業者等に対する集約化を進めることが特に必要な区域）として設定する区域

(ウ) 集約化の推進体制に関する事項

(エ) 農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項に規定する事業との連携を予定している場合にあっては、当該事業との連携に関する事項

イ 事業実施地区に係る市町村は、基本計画を定めるときは、農業委員会等の関係機関と十分に調整するものとする。

ウ 基本方針の様式は、別記様式第 1 号のとおりとする。

(3) 第 5 の 1 の (1) のウの「整備構想」については、次のとおりとする。

ア 整備構想は、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 事業実施区域の概要

(イ) 事業実施区域における農地の現況及び問題点

(ウ) 地域における農業の振興方向

(エ) 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容

(オ) その他必要な事項

イ 整備構想の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合その他経営体育成型と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。

ウ 整備構想の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

2 中山間地域型

都道府県知事は、中山間地域型を実施しようとするときは、次に定めるとおり計画を作成するものとする。

(1) 第5の2の(1)の要件を満たす場合は、1と同様とする。この場合、1の(1)のアの(ア)のbの「第5の1の(2)」とあるのは、「第5の2の(1)のイ」と読み替えるものとする。

(2) 第5の2の(2)の要件を満たす場合は、次に定めるところにより、市町村からイの特定地域導入促進計画の提出を受けた上で、令附則第3条第2項の特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画（以下「特定地域集積等促進整備計画」という。）及び必要に応じて4の高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

ア 特定地域集積等促進整備計画

(ア) 農地整備事業に係る令附則第3条第2項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

a 次に掲げる事項が明らかなものであること。

(a) 計画区域の現況

(b) 担い手等の見通し

(c) 担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積の内容

(d) 高収益作物の導入の見通し

b 第5の2の(2)のイ及びウの要件を満たすことが确实と見込まれるものであること。

(イ) 特定地域集積等促進整備計画においては、別記様式第3号により、事業実施区域を対象に、次に掲げる事項について定めるものとする。

a 農業構造改善目標

b 担い手等の見通し

c 農地の流動化計画

d 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画

e 高収益作物導入促進計画

f 土地利用計画

g 農業生産基盤整備計画

イ 特定地域導入促進計画

(ア) 特定地域導入促進計画は、市町村基本構想に基づき作成するものとする。

(イ) 特定地域導入促進計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や生産性の高い農業の確立を図るため、営農、基盤整備の内容、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は複数の集落を対象とする。

(ウ) 特定地域導入促進計画においては、別記様式第4号により、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

a 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度において育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標等について定める。

ただし、第2の3の(6)に掲げる者を担い手に含める場合にあつては、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

b 農地の流動化計画

aに基づき、目標年度までの所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による農地流動化面積の目標を設定する。

c 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画

aに基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体の育成又は農地所有適格法人等の育成、農業経営等に係る目標を設定する。

d 高収益作物導入促進計画

地区及び担い手による高収益作物の作付計画について設定する。

e 土地利用計画

優良農地を保全して農業経営等の規模拡大を進めるとともに、良好な生活環境の施設等の整備に係る非農用地の計画的な創出を図るため、集落及び対象事業実施地区内の農用地全体に係る土地利用計画を策定する。

f 農業機械利用計画

経営規模に見合った適正な農業機械の装備の水準を確保するため、aの農業構造再編の目標及びeの土地利用計画に基づき、農業機械の利用計画を策定する。

g ほ場の整備計画

営農を考慮したほ場の区画形状、面積、位置等について、従前地との対比を表示、図示等することにより作成する。この場合、高生産性ほ場（大区画）、一般ほ場（標準区画）、労働集約型ほ場（小区画）等に分割して作成する。

h 農業生産基盤の整備目標

農業生産基盤整備の目標を設定する。

i 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化、生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画を策定する。

j 推進体制整備計画

担い手に農地の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動の内容を定める。

k 営農環境の整備目標

営農環境整備の目標を設定する。

l 土地改良施設等の管理計画

土地改良施設等の将来の適正な管理に係る体制整備について定める。

m 農業農村整備事業管理計画

h及びkの具体的な年度計画及び事業間調整について定める。

n その他必要な事項

土地利用、景観保全協定等について定める。

(エ) 特定地域導入促進計画の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第8の規定について十分な周知を図るものとする。

(オ) 特定地域導入促進計画の策定に当たっては、次の計画等との整合を図るものとする。

a 農業振興地域の整備に関する法律第4条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第8条に規定する市町村農業振興地域整備計画

b 農業農村整備事業管理計画について定める事業管理計画

(カ) 市町村は、特定地域導入促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

a 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

b 集落懇談会の開催

3 耕作放棄地型

都道府県知事は、耕作放棄地型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村が作成する整備基本構想の提出を受け、令第50条第8項の遊休農地利用増進整備計画を作成するものとする。

(1) 整備基本構想

ア 事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 事業実施区域の概要

(イ) 事業実施区域における農地の現況及び課題

(ウ) 事業実施区域における耕作放棄地の現況と利用増進の方針

(エ) 整備基本構想の実現のための整備方針

(オ) 各営農区の概要と営農区の営農活動等方針（第5の3の(2)に該当する場合に限る。）

(カ) その他必要な事項

イ 整備基本構想の策定に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合及びその他本事業と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。

ウ 整備基本構想の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(2) 遊休農地利用増進整備計画

ア 次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 計画区域の現況

(イ) 課題及び整備方針

- (ウ) 耕作放棄地解消・利用増進計画
- (エ) 担い手への農地の利用集積等計画
- (オ) 整備計画
- (カ) 耕作放棄地解消支援計画
- (キ) 耕作放棄地解消・集積促進計画
- (ク) 耕作放棄地活用推進計画

イ 遊休農地利用増進整備計画の様式は、別記様式第6号によるものとする。

ウ 遊休農地利用増進整備計画は、(1)の整備基本構想と整合性のとれたものでなければならない。

4 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

- (1) 高付加価値農業振興計画は、優良農地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。
なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

- ア 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし
- イ 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入
- ウ 農作物の加工を通じた地域特産物の開発
- エ その他適当と認められる手法

- (2) 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 農業振興の構想

(ア) 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想

(イ) 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

イ 高付加価値農業形成計画

(ア) 高付加価値農業に関する営農計画

(イ) 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方

(ウ) 農地の権利移動状況

(エ) 各種計画との調整

5 営農環境整備事業

- (1) 営農環境整備事業にあつては、必要に応じ次の事項に係る計画を定めるものとする。

ア 当該事業の目的

イ 費用負担予定者

ウ 工事計画

エ 費用の総額

オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法

カ 資金計画

- (2) (1) の計画を定めるに当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。(1) のオの事項を定める場合にあっては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

6 農業経営高度化計画

都道府県知事は、農地整備事業において、農業経営高度化支援事業（耕作放棄地型を除く。）を行うときは、別記様式第7号により、農業経営高度化計画を作成するものとする。

第7 事業の申請等

- 1 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに提出するものとする。
 - (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合
 - (2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合
 - (3) 農地中間管理事業と連携する場合（(1)又は(2)の場合を除く。）
- 2 1の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したもののみならず。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、1の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 3 1の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 4 1の(3)の場合においては、事業採択申請書等の提出期限を1月末日とする。
- 5 農地整備事業に係る要綱第7の1の事業採択申請書は別記様式第8号、要綱第7の2の事業採択通知書は別記様式第9号により作成するものとする。

第8 事業の中間審査

- 1 都道府県知事は、経営体育成型（第5の1の(2)のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（第5の2の(1)のイの(ウ)及び第5の2の(2)のウの(ウ)の要件により採択された事業実施地区を除く。）においては、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度まで、経営体育成型においては集積促進整備計画、中山間地域型においては集積促進整備計画又は特定地域集積等促進整備計画を踏まえ、別記様式第10号又は別記様式第11号により経営体育成基盤整備事業計画審査表（以下「計画審査表」という。）を作成し、計画審査表に定められた事項の達成状況について審査を行い、その結果を地方農政局長等に審査を行う年度の9月末日までに報告するものとする。
- 2 1の審査の結果、計画審査表に定められた事項の達成状況に関して、達成率が70パーセントに達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、

その結果を地方農政局長等に1の審査を行う年度の翌年度の9月末までに報告するものとする。

3 地方農政局長等は、2の報告において計画審査表に定められた事項の達成率が50パーセントに達しない場合には、都道府県知事に対して、事業の実施方針の検討を指示するものとする。また、農村振興局長は、地方農政局長等の報告を踏まえ、補助金交付の方針を決定するものとする。

4 都道府県知事は、地方農政局長等から3の指示を受けた場合には、事業の実施方針を決定し、地方農政局長等に報告するものとする。なお、事業の実施方針の策定に当たっては、都道府県知事は、学識経験者等の第三者の知見を活用すること等により、事業の効果的かつ適正な執行の確保を図るものとする。

5 地方農政局長等は4の報告について、関係部課長をもって構成する審査委員会を設置し評価を行い、その結果、計画審査表に定められた事項の達成が困難と見込まれる場合にあっては、当該事業について、当該年度の次年度以降の補助金を充当できないものとする。

この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

6 2及び3の達成率の低い理由が、自然災害等の不可抗力によると地方農政局長等が判断した場合は、前項までの規定に基づく措置をとることを要しない。

第9 計画の変更等

1 都道府県知事は、次に掲げる理由により、経営体育成型においては促進計画、中山間地域型においては促進計画又は特定地域導入促進計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて、経営体育成型においては集積促進整備計画、中山間地域型においては集積促進整備計画又は特定地域集積等促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第12号により報告するものとする。

(1) 担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）

ア 担い手の追加

イ 担い手の交代

ウ 担い手の除外

(2) 事業計画の変更

(3) 目標年度の変更

(4) その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農地の流動化計画、経営体育成計画及び農地所有適格法人等育成計画に変更が生じた場合

2 都道府県知事は、耕作放棄地型において、遊休農地利用増進整備計画の変更があった場合には、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第13号により報告するものとする。

第10 事業の達成状況報告

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営事業促進型において市町村又は土地改

良区が事業実施主体となる場合にあつては、市町村長又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

- 1 農地整備事業（第3の4の国営事業促進型を除く。）の達成状況報告は、生産基盤整備事業等の完了年度（第3の2の（2）の要件で採択された中山間地域型にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度及び特定地域導入促進計画に定める目標年度）の3月末日までに、別記様式第14号、別記様式第15号、別記様式第16号又は別記様式第17号のいずれかにより行うものとする。
- 2 都道府県知事は、農地整備事業の実施に伴う促進計画、特定地域導入促進計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあつては、国営農地再編整備事業）に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第18号、別記様式第19号又は別記様式第20号のいずれかにより翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 第5の1の（2）のウ、第5の2の（1）のイの（ウ）及び第5の2の（2）のウの（ウ）の要件による事業実施地区にあつては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降5年間、促進計画及び特定地域導入促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第21号により、地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 農地整備事業のうち耕作放棄地型の実施地区にあつては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の5年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の5年後の年度並びに第5の3の（4）の耕作放棄地集約化率の確認を行う年度）に、整備基本構想を踏まえて耕作放棄地の利用状況を調査し、翌年度の6月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 5 4の結果、耕作放棄地が利用されていなかった場合には、都道府県は、耕作放棄地利用増進のための改善計画を策定し、市町村及び関係機関との連携により確実に耕作放棄地の利用増進が図られるよう努めるものとする。

第11 助成

- 1 農地整備事業に係る要綱第8の経費とは、別記に掲げる費用とし、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、次に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。
 - （1）農業近代化施設用地
 - （2）地方公共団体等が事業実施主体となつて地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地
 - （3）集落移転用地
- 2 別記に規定する換地費には、確定測量費を含むものとする。

- 3 高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。また、耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下同じ。）までにおいて実施するものとする。
- 4 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、5に規定する助成の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度までにおいて実施するものとする。
- 5 調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。
 - (1) 60ヘクタール未満の場合にあっては、1,500千円
 - (2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあっては、2,000千円
 - (3) 200ヘクタール以上の場合にあっては、4,000千円
- 6 農業経営高度化促進事業の助成は、促進計画、遊休農地利用増進整備計画、特定地域導入促進計画又は国営農地再編整備事業の農地集積に係る計画に定める目標年度までに第5の1の(3)、第5の2の(1)のウ、第5の2の(2)のエ、第5の3の(4)若しくは第5の4に定める要件を満たしている場合に行うものとする。
- 7 農業経営高度化促進事業の助成は、8及び9の限度額の範囲内において行うものとする。
- 8 農業経営高度化促進事業（中山間担い手育成支援事業を除く。）の助成の限度額は以下のとおりとする。
 - (1) 経営体育成型及び中山間地域型において実施する中心経営体農地集積促進事業にあっては、生産基盤整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄1に示す助成割合を乗じた額とする。
 - (2) 国営事業促進型において実施する中心経営体農地集積促進事業にあっては、国営農地再編整備事業の総事業費に別表3の区分の欄の2に示す助成割合を乗じた額とする。
 - (3) 耕作放棄地型において実施する耕作放棄地解消・集積促進事業にあっては、生産基盤整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄の4に示す助成割合を乗じた額とする。
- 9 中山間担い手育成支援事業の助成は次のとおりとする。
 - (1) 中山間担い手育成支援事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄の3に示す助成割合を乗じた額とする。
 - (2) 中心経営体農地集積促進事業及び中山間担い手育成支援事業を併せて実施する場合の中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額の算定に当たっては、8の(1)の「総事業費」を「事業の受益面積のうち中山間担い手育成支援事業の対象とする

中心経営体の経営等農用地面積を除いた面積の割合を総事業費に乗じて得た額」と読み替えて算定するものとする。

- 10 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 11 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度までにおいて実施するものとする。

第12 その他

- 1 別表1の区分の欄の2から4までの事業は、法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。
- 2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 3 第11の8、9及び10の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。
- 4 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。
- 5 中山間地域等直接支払交付金の実施地域において本事業を行う場合は、集落戦略（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（1）のオの「集落戦略」をいう。）が策定されている（見込みを含む）こと。

別記

- 1 工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）
 - ア 純工事費
 - イ 測量設計費
 - ウ 用地費及び補償費
 - エ 船舶機械器具費
 - オ 全体実施設計費
 - カ 換地費
- 2 促進費
- 3 調査・調整費

別表1 (事業内容)

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 客土事業 (4) 暗渠排水事業 (5) 区画整理事業 (6) 除礫 (7) 農用地造成 (8) 農地保全	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 農地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工 農地等の区画形質の変更 除礫 農地の造成 農地の保全のため必要な事業	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 交換分合 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備	土壌改良資材の投入等 事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業 農地等の交換分合 障害物の除去、除礫、深耕、整地、農産物被害防止施設の設置等	
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落排水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 農業集落環境管理施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 環境整備事業 (7) 生態系保全空間整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備 農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備 区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備 親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備 多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、	

	<p>(8) 営農用水施設</p> <p>(9) 農作業準備休憩施設</p> <p>(10) 地域資源利活用基盤</p>	<p>これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備</p> <p>農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの</p> <p>農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備</p> <p>地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備</p>	
4 農業経営高度化支援事業	<p>(1) 高度土地利用調整事業</p> <p>ア 指導事業</p> <p>イ 調査・調整事業</p> <p>(2) 耕作放棄地解消支援事業</p> <p>ア 指導事業</p> <p>イ 調査・調整事業</p> <p>(3) 農業経営高度化促進事業</p> <p>ア 中心経営体農地集積促進事業</p> <p>イ 耕作放棄地解消・集積促進事業</p> <p>ウ 中山間担い手育成支援事業</p> <p>(4) 耕地利用高度化推進事業</p> <p>(5) 耕作放棄地活用推進事業</p>	<p>土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動</p> <p>関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動</p> <p>耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援</p> <p>担い手への耕作放棄地の利用の集約化に向けた促進支援</p> <p>地域の農業を牽引する中心経営体の育成支援</p> <p>営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査</p> <p>営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件整備活動、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動</p>	<p>経営体育成型及び中山間地域型に限る</p> <p>経営体育成型及び中山間地域型に限る</p> <p>耕作放棄地型に限る</p> <p>耕作放棄地型に限る</p> <p>経営体育成型、中山間地域型及び国営事業促進型に限る</p> <p>耕作放棄地型に限る</p> <p>第5の2の(2)により採択された中山間地域型に限る</p> <p>耕作放棄地型に限る</p> <p>耕作放棄地型に限る</p>
5 特認事業	特認事業	地方農政局長等が特に認める事業	

別表 2 (採択要件)

区 分	現 況	基 準	要 件
1-1 経営体育成型 第5の1の (2)のアの 集積率要件	40パーセント未満	50パーセント以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実に見込まれること
	40パーセント以上	10パーセントポイント以上増加すること	
	50パーセント未満	60パーセント以上となること	
	50パーセント以上	5パーセントポイント以上増加すること	
	55パーセント未満	95パーセント以上となること	
	55パーセント以上	95パーセント以上となること	
	90パーセント未満	担い手への利用集積が図られること	
1-2 経営体育成型 集約化率要件 第5の1の (2)のイの 集約化率要件	23パーセント未満	30パーセント以上となること	担い手農地利用集約化率が左記のように増加することが確実に見込まれること
	23パーセント以上	7パーセントポイント以上増加すること	
	35パーセント未満	42パーセント以上となること	
	35パーセント以上	3.5パーセントポイント以上増加すること	
	38.5パーセント未満	66.5パーセント以上となること	
	38.5パーセント以上	66.5パーセント以上となること	
	63パーセント未満	担い手への集約化が図られること	
2-1 中山間地域型 集積率要件① 第5の2の (1)のイの (ア)の 集積率要件	40パーセント未満	50パーセント以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実に見込まれること
	40パーセント以上	10パーセントポイント以上増加すること	
	50パーセント未満	60パーセント以上となること	
	50パーセント以上	5パーセントポイント以上増加すること	
	55パーセント未満	95パーセント以上となること	
	55パーセント以上	95パーセント以上となること	
	90パーセント未満	担い手への利用集積が図られること	
2-2 中山間地域型 集約化率要件① 第5の2の (1)のイの (イ)の 集約化率要件	23パーセント未満	30パーセント以上となること	担い手農地利用集約化率が左記のように増加することが確実に見込まれること
	23パーセント以上	7パーセントポイント以上増加すること	
	35パーセント未満	42パーセント以上となること	
	35パーセント以上	3.5パーセントポイント以上増加すること	
	38.5パーセント未満	66.5パーセント以上となること	
	38.5パーセント以上	66.5パーセント以上となること	
	63パーセント未満	担い手への集約化が図られること	
3-1 中山間地域型 集積率要件② 第5の2の (2)のウの (ア)の 集積率要件	20パーセント未満	30パーセント以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実に見込まれること
	20パーセント以上	10パーセントポイント以上増加すること	
	50パーセント未満	60パーセント以上となること	
	50パーセント以上	5パーセントポイント以上増加すること	
	55パーセント未満	95パーセント以上となること	
	55パーセント以上	95パーセント以上となること	
	90パーセント未満	担い手への利用集積が図られること	
3-2 中山間地域型 集約化率要件② 第5の2の (2)のウの (イ)の 集約化率要件	13パーセント未満	20パーセント以上となること	担い手農地利用集約化率が左記のように増加することが確実に見込まれること
	13パーセント以上	7パーセントポイント以上増加すること	
	35パーセント未満	42パーセント以上となること	
	35パーセント以上	3.5パーセントポイント以上増加すること	
	38.5パーセント未満	66.5パーセント以上となること	
	38.5パーセント以上	66.5パーセント以上となること	
	63パーセント未満	担い手への集約化が図られること	

別紙3 (助成)

区分	基準	助成割合		助成額	
1 経営体育成型 中山間地域型 中心経営体農地 集積促進事業	中心経営体農地集積率	基本	集約化加算(※1)	生産基盤整備 事業等の総事 業費に左記の 助成割合を乗 じた金額を限 度額とする。	
	55パーセント以上 65パーセント未満	0.055	0.065		
	65パーセント以上 75パーセント未満	0.065	0.095		
	75パーセント以上 85パーセント未満	0.075	0.105		
	85パーセント以上	0.085	0.125		
2 国営事業促進型 中心経営体農地 集積促進事業	中心経営体農地集積率	基本	集約化加算(※1)	国営農地再編 整備事業の総 事業費に左記 の助成割合を 乗じた金額を 限度額とする。	
	55パーセント以上 65パーセント未満	0.014	0.017		
	65パーセント以上 75パーセント未満	0.017	0.022		
	75パーセント以上 85パーセント未満	0.019	0.027		
	85パーセント以上	0.022	0.032		
3 中山間地域型 中山間担い手育 成支援事業	対象とする中心経営体の経営等農用地に対する高収益作物の作付面積の増加割合	基本		生産基盤整備 事業等の総事 業費に左記の 計算式による 助成割合を乗 じた金額を限 度額とする。	
	5パーセント以上 10パーセント未満	当該中心経営体の集積率×0.030			
	10パーセント以上 15パーセント未満	当該中心経営体の集積率×0.045			
	15パーセント以上 20パーセント未満	当該中心経営体の集積率×0.060			
	20パーセント以上	当該中心経営体の集積率×0.075			
4 耕作放棄地型 耕作放棄地解消 ・集積促進事業	耕作放棄地集約化率	基本		生産基盤整備 事業等の総事 業費に左記の 助成割合を乗 じた金額を限 度額とする。	
	4パーセント以上 5パーセント未満	0.020			
	5パーセント以上 6パーセント未満	0.030			
	6パーセント以上 7パーセント未満	0.040			
	7パーセント以上 8パーセント未満	0.050			
	8パーセント以上 9パーセント未満	0.060			
	9パーセント以上 10パーセント未満	0.070			
	10パーセント以上	0.075			

※1 中心経営体の経営等農用地面積の80パーセント以上を集約化する場合

別記様式第1号

集約化を進める基本的な方針

都道府県			市町村名	
1. 集約化の実施に関する基本的な事項	農用地の集約化をめぐる現状の分析			
	本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向			
	集約化に関する目標			
2. 集約化を進める区域	集約化促進区域（面積）	（ h a ）		
		（ h a ）		
3. 集約化の推進体制に関する事項				
4. 農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項				

注1：「集約化を進める区域」は、大字単位とする。

注2：「集約化の推進体制に関する事項」は、当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第2章の9. 推進整備体制計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。

注3：「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は、本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

〇〇地区農用地集積加速化整備構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区名 : ・ 所在地 : ・ 地区面積 :
2. 事業実施区域における農用地の現況及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区農用地の現状及び課題 ・ 整備状況（前歴事業等）
3. 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作付作物、土地利用体系、作業体系等
4. 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区設定理由 ・ 全体整備量 ・ 全体整備（受益）面積 ・ 営農区設定の基本的考え方及び営農区数 ・ 整備による効果 ・ 全営農区面積 ・ 担い手への集約化率の増加見込み
5. 各営農区の概要	
① 〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：
② 〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：

〇〇地区農用地集積加速化整備構想																											
事項	内容																										
6. 営農区の営農活動等方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の生産性の向上方針 : ・ 担い手育成・確保方針 : ・ 農業生産活動方針 : 																										
7. 農地集積加速化整備構想図	<p>別に添付すること。(図面スケール : 1/25,000 又は 1/50,000) また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 前歴事業の地区範囲 ② 地区範囲、営農区範囲 ③ 各営農区の整備内容 ④ 各営農区の整備目的 (営農構想を踏まえたもの) <p>・ 〇〇事業 (交付金) のうち農地整備事業【経営体育成型】(〇〇地区)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>受益面積</th> <th>集約化面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A営農区</td> <td>2.0 ha</td> <td>2.0 ha</td> </tr> <tr> <td>B営農区</td> <td>0.8 ha</td> <td>0.4 ha</td> </tr> <tr> <td>C営農区</td> <td>0.8 ha</td> <td>0.8 ha</td> </tr> <tr> <td>D営農区</td> <td>ha</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>E営農区</td> <td>ha</td> <td>ha</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区</td> <td>担い手の集約化算定範囲</td> </tr> <tr> <td>前歴事業</td> <td>中心経営体の集約化算定範囲</td> </tr> <tr> <td>営農区</td> <td>受益面積</td> </tr> </tbody> </table>		受益面積	集約化面積	A営農区	2.0 ha	2.0 ha	B営農区	0.8 ha	0.4 ha	C営農区	0.8 ha	0.8 ha	D営農区	ha	ha	E営農区	ha	ha	凡例		地区	担い手の集約化算定範囲	前歴事業	中心経営体の集約化算定範囲	営農区	受益面積
	受益面積	集約化面積																									
A営農区	2.0 ha	2.0 ha																									
B営農区	0.8 ha	0.4 ha																									
C営農区	0.8 ha	0.8 ha																									
D営農区	ha	ha																									
E営農区	ha	ha																									
凡例																											
地区	担い手の集約化算定範囲																										
前歴事業	中心経営体の集約化算定範囲																										
営農区	受益面積																										
8. その他	<p>別紙1の第2の5に従い 1ha (北海道にあつては 3ha) を越えるまとまりをもって集約化要件とした場合、次の事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県知事が認めた集約化要件 ② ①を認めた理由及び概要 																										

(別記様式第3号)

特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画

都道府県名	所在地	地区名	地区面積(ha)	地域区分	傾斜度 1/100 以上(%)	平均傾斜度	
地勢及び社会経済条件				農用地の整備状況			
営農状況							
地区設定理由				非農用地の概要			
業構造改善目標	現 況 → 目 標						
担い手等の見通し	区 分	担い手農家数	農地所有適格法人数	生産組織数	集落営農数	その他(経営受託)	計
	現況						
	目標						
農用地の流動化計画及び経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画	項目	農用地面積(ha) ①	担い手の経営面積(ha) ②	同左シェア(%) ②÷①	認定農業者数	全農家に占める認定農業者の割合	備考
	現況				当該地区(対象事業完了時)		
	対象事業完了時				市町村平均		
	目標						
土地利用計画	集積方法(目標)	計(ha)	担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	集落営農	
	自己所有地						
	貸借権設定						
	経営受託						
	基幹作業受託						
計(ha)							
高収益作物導入促進計画	項目	地区における高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積(ha)	高収益作物の作付面積の増加割合(%)	担い手による高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積(ha)	高収益作物の作付面積の増加割合(%)		
	対象事業完了時						
	目標						
農業生産基盤整備計画	(年～ 年)		(年～ 年)		(年～ 年)		

別記様式第4号

	県	地区
	作成年月	
<p>特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画書</p> <p>○ ○ 地区</p> <p>年 月 日</p> <p>○○県○○市町村</p>		

＜目 次＞

- | | |
|--|---|
| <p>1 特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画総括表</p> <p>2 農業構造再編の目標</p> <p>(1) 生産性向上の目標</p> <p>(2) 市町村が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）</p> <p>(3) 担い手等の見通し</p> <p>(4) 経営所得安定対策加入経営体の見通し</p> <p>(5) 経営所得安定対策加入経営体の概要</p> <p>3 農用地の流動化計画</p> <p>(1) 農用地流動化計画</p> <p>(2) 農作業集積計画</p> <p>4 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画</p> <p>(1) 認定農業者の育成計画</p> <p>(2) 農地所有適格法人等育成計画</p> <p>5 高収益作物導入促進計画</p> <p>(1) 地区における高収益作物の作付計画</p> <p>(2) 担い手による高収益作物の作付計画</p> <p>6 土地利用計画</p> <p>(1) 土地利用区分</p> <p>(2) 土地利用計画</p> <p>(3) 作物作付計画</p> | <p>7 農業機械利用計画</p> <p>(1) 田植機</p> <p>(2) 乗用型トラクター</p> <p>(3) コンバイン</p> <p>(4) その他の農業機械</p> <p>8 ほ場の整備計画</p> <p>9 農業生産基盤の整備目標</p> <p>(1) 基盤整備の基本方針</p> <p>(2) 基盤整備の概要</p> <p>10 関連事業計画</p> <p>11 推進体制整備計画</p> <p>12 営農環境の整備目標</p> <p>(1) 営農環境整備の基本方針</p> <p>(2) 営農環境整備の概要</p> <p>13 土地改良施設等の管理計画</p> <p>(1) 農業水利費に関する事項</p> <p>(2) 土地改良施設の維持管理計画</p> <p>(3) その他施設の維持管理計画</p> <p>14 農業農村整備事業管理計画</p> <p>(1) 農業生産基盤整備計画</p> <p>(2) 営農環境整備計画</p> <p>15 その他必要な事項</p> |
|--|---|

1 特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画総括表

都道府県名	所在地	地区名	地区面積(ha)	地域区分	傾斜度 1/100 以上(%)	平均傾斜度
				農用地の 整備状況		
地勢及び 社会経済 条件						
営農状況						
地区設定 理由				非農用地の 概要		
農業構造 再編の				現 況 → 目 標		

目標								
農用地の流動化計画及び経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画	項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経営面積(ha) ②	同左シェア (%) ②÷①	認定農業者数		全農家に占める認定農業者の割合	備考
	現況					当該地区(対象事業完了時)		目標年度： 〇〇年度
	対象事業完了時					市町村平均		
	目標							
土地利用計画	集積方法(目標)	計(ha)	担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	集落営農		
	自己所有地							
	貸借権設定							
	経営受託							
	基幹作業受託							
	計(ha)							
高収益作物導入促進計画	項目	地区における高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積(ha)	高収益作物の作付面積の増加割合(%)	担い手による高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積(ha)	高収益作物の作付面積の増加割合(%)			
	対象事業完了時							
	目標							

土地利用計画図
〇〇県〇〇地区



注1：6土地利用計画に従って区分する。

2 農業構造再編の目標

(1) 生産性向上の目標

① 都道府県における農作物生産性向上指針

項 目	作物名	現況		目標		現況		目標		試算条件
		現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	
10 a 当 た り	収量 (kg)									①作付体系、経営規模 ②労働力 ③主要機械装備 ④ほ場条件 ⑤営農技術水準
	労働時間 (時間) (参考)県平均労働時間									
	生産費 (円)									
	うち農機具費 その他の物材費 労働費									
60kg 当たり費用合計 (円)										

② 当該地区における生産性向上等の目標

項 目	作物名	現況		目標		現況		目標		試算条件
		現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	
10 a 当 た り	収量 (kg)									①作付体系、経営規模 ②労働力 ③主要機械装備 ④ほ場条件 ⑤営農技術水準
	労働時間 (時間) (参考)県平均労働時間									
	生産費 (円)									
	うち農機具費 その他の物材費 労働費									
60kg 当たり費用合計 (円)										

(2) 市町村が定めた農業構造改善目標 (将来の営農類型)

番号	営農類型	経営規模の目標	農家戸数の目標	その他

(3) 担い手等の見通し

① 農家数及び経営規模

区 分	専 業		第一種兼業		第二種兼業		計	
	戸 数	標 準 経営規模	戸 数	標 準 経営規模	戸 数	標 準 経営規模	戸 数	標 準 経営規模
現 況 (RO)	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()
目 標 (RO)	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()

注：上段 () は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。

(4) 経営所得安定対策加入経営体の見通し

		現況	完了時	目標
経営所得安定対策 加入経営体	個別農業者数			
	農地所有適格法人等数			
	うち特定農業法人数			
	集落営農数			

(5) 経営所得安定対策加入経営体の概要

農業者等名	年齢又は参加農家数	後継者の有無	経営所得安定対策加入経営体	経営等農用地面積(ha)																											
				認定農業者														現況						対象事業完了時(上段)・目標(下段)							
				認定状況	認定年月	認定状況	認定年月	経営類型	基準面積	計		所有耕地		貸借権等設定地		基幹3作業受託地		常時従事者数	計		所有耕地		貸借権等設定地		基幹3作業受託地		常時従事者数				
地区内	地区外	地区内	地区外							地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		地区内	地区外	地区内	地区外									
【個別農業者】																															
【農地所有適格法人等】																															
【集落営農】																															
計																															

注1: 別紙1の第5の2の(2)のウのbを満たす経営所得安定対策加入経営体に係る数値を記入する。

注2: 年齢又は参加農家数の欄には、個人農家の場合は年齢を、農地所有適格法人等又は集落営農の場合は参加農家数を記入する。

注3: 常時従事者数の欄は、農地所有適格法人等又は集落営農の場合記入する。

3 農用地の流動化計画

(1) 農用地流動化計画

① 担い手への利用集積計画

区分	農用地面積 (ha) (A)	担い手の 所有面積 (ha) (B)	担い手への使用収益権面積(ha)				担い手への 基幹3作業 受託面積 (ha) (D)	担い手への 利用集積面積 (ha) (E=B+C+D)	農用地面積に 占める担い手 への利用集積 率(%) (E/A)
			経営基盤強 化法の貸借 権設定	農地法第3 条による貸 借権設定	その他	計 (C)			
現況 (a)									
1年 度目									
2年 度目									
3年 度目									
4年 度目									
5年 度目									
対 象 事 業 完 了 時(b)									
目 標									
b-a									

注：計画において、生産組織及び集落営農による利用集積を行う場合は、オペレーターの所有耕地及び貸借権等設定値を含めて基幹3作業受託で整理を行い記入する。

② 担い手への面的集積計画

区分	農用地面積 (ha) (A)	担い手の 所有面積の うち面的集 積面積 (ha) (B)	担い手への使用収益権面積のうち 面的集積面積(ha)				担い手への 基幹3作業 受託面積のう ち面的集積面 積 (ha) (D)	担い手への 面的集積面積 (ha) (E=B+C+D)	農用地面積に 占める担い手 への面的集積 率(%) (E/A)
			経営基盤強 化法の貸借 権設定	農地法第3 条による貸 借権設定	その他	計 (C)			
現況 (a)									
1年 度目									
2年 度目									
3年 度目									
4年 度目									
5年 度目									
対 事 業 完 了 時 (b)									
目 標									
b-a									

注：計画において、生産組織及び集落営農による面的集積を行う場合は、オペレーターの所有耕地及び貸借権等設定値を含めて基幹3作業受託で整理を行い記入する。

(2) 農作業集積計画

作物名	作業名 区分	現況						目標						
		個別農家	うち中核農家	農地所有適格法人	生産組織	集落農	その他	計	担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	集落農	その他	計
	組織数(組織)													
	農家戸数(戸)													
	基幹作業													
	経営受託(ha)													

4 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画

(1) 認定農業者の育成計画

	市町村全体				地区内										
	現況	目標	全農家戸数	目標割合(%)	現況	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	対象事業完了時	目標	全農家戸数	認定農業者比率(%)	増加率(%)
	(A)	(B)	(A/B)	(C)							(D)	(E)	(D/E)	((D-C)/C)	
認定農業者数															

(2) 農地所有適格法人等育成計画

① 農地所有適格法人等概要

作成年月日	年 月 日	構成員数(戸数)	人(戸)
農地所有適格法人となる予定日	年 月 日	特定農業法人となる予定日	年 月 日
認定農業者となる予定日	年 月 日	経営所得安定対策の加入者となる予定日	年 月 日
予定法人形態		予定構成員数	人(うち常時従事者数 人)
予定経営方針			

② 目標とする農業経営の指標

① 目標とする営農類型											
作目・部門名		現状		法人設立時		完了時		目標			
		作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量		
経営面積合計											
② 農業経営の規模	経営耕地	区分	地目	所在地	現状	法人設立時	完了時	目標			
		組織の構成員が権原を有している農地									
	特定作業受託	作目	作業		現状	法人設立時	完了時	目標			
		作業受託	単純計 換算後	作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	その他の関連附帯事業	事業名	内容		現状	法人設立時	完了時	目標			
③ 生産方式	機械・施設	機械・施設名			型式、性能、規模等及びその台数						
					現状	法人設立時	完了時	目標			
	農用地の利用条件	現状	法人設立時		完了時		目標				
		現状	法人設立時		完了時		目標				
④ 経営管理の方法											
⑤ 農業従事の態様等											
			設立時		完了時		目標				
⑥ 売上高	農業										
	その他事業										
⑦ 構成員数	総数										
⑧ 業務執行役員数	総数										

5 高収益作物導入促進計画

(1) 地区における高収益作物の作付計画

区分	農用地面積 (ha) (A)	地区における 高収益作物作付面積 (ha) (B)	地区における高収益作物 作付面積の事業実施前 に対する増加面積 (ha) (C)	高収益作物の作付面積の 増加割合 (%) (C/A)
現況				
1年度目				
2年度目				
3年度目				
4年度目				
5年度目				
対象事業 完了時				
目標				

(2) 担い手による高収益作物の作付計画

農業者 等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha) (A=B+C+D)	担い手の			担い手による 高収益作物 作付面積 (ha) (E)	担い手による 高収益作物 作付面積 の事業実施 前に対する 増加面積 (ha) (F)	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%) (F/A)
			担い手の 所有面積 (ha) (B)	担い手の 使用収益権 面積 (ha) (C)	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha) (D)			
	現況							
	1年度目							
	2年度目							
	3年度目							
	4年度目							
	5年度目							
	対象事業 完了時							
	目標							

注：別紙1の第5の4の(2)のイの要件を満たす担い手について、当該担い手別に記入する。

6 土地利用計画

(1) 土地利用区分

集落名	面積 (ha)	内 訳						
		高生産性農業型ほ場区域		集約農業型 ほ場区域	条件不利区域	農地転用区域	非農用地	その他
		大区画 ほ場区域	標準区画 ほ場区域					
		()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()

注1：()内は内数で、当該ハード事業実施区域のうち、畦畔除去等簡易なほ場整備を含むほ場整備区域等の面積を記入する。

注2：土地利用区分は次の例を参考とする。

ア. 高生産性農業型ほ場区域

(7)大型農業機械や航空機利用等による大規模経営や乾田直播等新たな営農技術の導入を図るため、ほ場の大区画化、農地の集積を強力に進めることが可能な地域。

(4)大区画のほ場整備が実施され、又は畦畔除去等により区画の大規模化が促進される地域。

(ウ)数集落の農地が生産組織等により利用されることが想定される地域。

(イ)将来においても生産性の高い優良農地として保全する地域。

(オ)標準区画程度に区画整理が終了した地域において、大区画化を前提とする農地利用の集積が図られること。

イ. 集約農業型ほ場区域

(7)大区画ほ場を造成することが困難であり、果樹、野菜等を交えた集約的な複合経営を目指す地域。

- (イ)生産調整を積極的に行う地域。
- ウ. 条件不利区域
生産性の向上があまり期待できず、原則として事業対象としない地域。
- エ. 農地転用区域
計画的に農地を転用する地域であって、事業対象としない地域。
- オ. 非農用地
当該ハード事業により設定された非農用地区域。

(2) 土地利用計画

① 権利に基づく土地利用集積方法

農作業主体 権利の種類	担い手等										合計	
	農家		農地所有適格法人		生産組織		集落営農		その他		戸数	面積
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積		
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注：本表の基礎資料として、ア 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、イ 農用地集積状況図を作成する。

ア 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

(数値等は記入例)

担い手番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	担い手区分別集積方法						
					担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	集落営農	その他法人	計	
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20						
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06						
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40						
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35						
小計		5.01			5.01						
~~~~~											
計											

注1：一覧表は、担い手別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

イ 農用地集積状況図

② 権利に基づく面的土地利用集積方法

農作業主体 権利の種類	担 手 等										合 計	
	農家		農地所有適格法人		生産組織		集落営農		その他		戸 数	面 積
	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積		
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注：本表の基礎資料として、ア 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、イ 農用地面的集積状況図を作成する。

ア 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

(数値等は記入例)

担い手 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担い手区分別面的集積方法					計
					担い手農家	農地所有適格法人	生産 組織	集落 営農	その他 法人	
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20					
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06					
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40					
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35					
小計		5.01			5.01					
~~~~~										
計										

注1：一覧表は、担い手別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

イ 農用地面的集積状況図

③ 権利に基づく経営所得安定対策加入経営体への土地利用集積方法

農作業主体 権利の種類	経営所得安定対策加入経営体								合計	
	個別農業者		農地所有適格法人等				集落営農		戸数	面積
	戸数	面積	戸数	面積	うち特定農業法人		戸数	面積		
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注：本表の基礎資料として、ア 経営所得安定対策加入経営体別地番別土地利用調整結果一覧表、イ 農用地集積状況図を作成する。

ア 経営所得安定対策加入経営体別地番別土地利用調整結果一覧表

(数値等は記入例)

経営所得安定対策加入経営体番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	経営所得安定対策加入経営体別集積方法				
					個別農業者	農地所有適格法人等	集落営農	計	
A	0001	1.20	田	⑥		(所)⑥ 1.20			
	0002	1.06	畑			(所)⑥ 1.06			
	0103	1.40	田	②		(賃)⑥ 1.40			
	0205	1.35	〃	④		(受)⑥ 1.35			
小計		5.01				5.01			
~~~~~									
計									

注1：一覧表は、経営所得安定対策加入経営体別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

イ 農用地集積状況図

(3) 作物作付計画

① 地区における作物作付計画

地目		田				畑				計			
		現況		計画		現況		計画		現況		計画	
本地面積													
表作・裏作	作物名	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率
表作													
裏作													
計（耕地利用率）													

② 担い手による作物作付計画

農業者等名	地目		田				畑				計			
			現況		計画		現況		計画		現況		計画	
	本地面積													
	表作・裏作	作物名	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率
	表作													
裏作														
計（耕地利用率）														

注：運用第5の2の(2)のイの(イ)の要件を満たす担い手について、当該の担い手別に記入する。

7 農業機械利用計画

(1) 田植機

区分	計画区内 農用地面積  (ha)	能力別	(参考) 1台あたり利用 規模下限面積	所有 台数	利用 面積	うち個人利用		うち共同利用	
						台数	面積	台数	面積
現況 (年)		歩2条	ha		ha		ha		ha
		乗3～4条							
		乗5～6条							
		乗8条～							
		計							
計画 (年)		条							
		条							
		計							

注1：農業機械の1台あたり利用規模下限面積とは、機種能力及び経済性を基準として都道府県が定める高性能農業機械導入計画で定めたものを用いる。なお、同計画で定めていない機種等については記入を要しない（以下同じ）。

注2：目標年度における導入機械の能力及び台数は、コスト低減目標の試算条件を考慮し計画する（以下同じ）。

注3：能力区分は、計画における能力区分と合致する区分とする（様式はあくまでも例であり、固定するものではない）



(2) 乗用型トラクター

区分	計画区内 農用地面積 (ha)	能力別	(参考) 1台あたり利用 規模下限面積 ha	所有 台数	利用 面積 ha	うち個人利用		うち共同利用	
						台数	面積	台数	面積
現況 (年)		～20ps	ha		ha		ha		ha
		20～30ps							
		30～40ps							
		40ps～							
		計							
計画 (年)		ps							
		ps							
		計							

(3) コンバイン

区分	計画区内 農用地面積 (ha)	能力別	(参考) 1台あたり利用 規模下限面積 ha	所有 台数	利用 面積 ha	うち個人利用		うち共同利用	
						台数	面積	台数	面積
現況 (年)		自脱刈幅 ～0.8m	ha		ha		ha		ha
		0.8～1.2m							
		1.2～1.6m							
		1.6m～							
		汎用～2.5m							
		普通～0.8m							
		0.8～2.5m							
		2.5～3.5m							
		3.5m～							
		計							
計画 (年)		m							
		m							
		計							

(4) その他の農業機械  
(その他必要な農業機械について、利用計画を記入する。)

8 ほ場の整備計画

区分	現況(年)	計画(年)
耕地面積(ha)		
ほ場	高生産性ほ場(大区画)	( )
	一般ほ場(ほ区均平標準区画)	( )
	〃 (耕区均平標準区画)	( )
	〃 (その他標準区画)	( )
	労働集約型ほ場(小区画)	( )
未整備		
非農用地		
その他面積		
計		

注1: 非農用地とは現況耕地等であってほ場整備により創設されるものとし、その他面積には、樹園地等を含む。

注2: ほ場の整備計画は、ほ場現況図及びほ場整備計画図を作成する。

注3: ( ) 内は内数で、当該ハード事業実施区域のうち、畦畔除去等簡易なほ場整備を含むほ場整備区域の面積を記入する。

## 9 農業生産基盤の整備目標

### (1) 基盤整備の基本方針

(農業生産基盤の整備について、農業構造再編の目標等を踏まえ、水田及び畑の区画規模、農業用排水施設、農道等について整備方針を示す。)

### (2) 基盤整備の概要

#### ① 区画整理

項 目		現 況		目 標	
		面 積	比 率	面 積	比 率
水田	総面積	ha	%	ha	%
	整備済				
畑	総面積				
	整備済				

#### ② 農業用排水施設

項 目	現 況	目 標
幹線水路 幹線排水路 支線水路 支線排水路 水路総延長 うち改良済み	m	m

#### ③ 農 道

項 目	現 況	目 標
幹線道路 改良済 支線道路 改良済 道路総延長 うち改良済	m	m

## 10 関連事業計画

導入事業名	事業の内容	予 定 工 期		農地整備事業(中山間傾斜農地型)との関連	備 考
		導入年度	完了年度		

### 11 推進体制整備計画

(事業の円滑な推進を図るための推進体制について、市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成する。)

### 12 営農環境の整備目標

#### (1) 営農環境整備の基本方針

(営農環境の整備について、農業農村の活性化のために生産基盤の整備と一体的に整備する農業集落道整備、農業集落排水施設の整備、集落防災安全施設の整備等について整備方針を示す。)

(2) 営農環境整備の概要

① 農業集落道

項目	現況	目標
実延長	m	m
改良延長		
改良率		
舗装延長		
舗装率		

② 農業集落排水施設

要整備量（路線）

項目	現況	目標
路線数		
延長		
整備率		
対象戸数		

要整備量（処理施設）

項目	現況	目標
処理人口		
普及率		
備考		

③ 集落防災安全施設

項目	現況	計画
防火水槽箇所		
防護フェンス		

1.3 土地改良施設等の管理計画

(1) 農業水利費に関する事項

内容	維持管理費	うち都道府県補助	うち市町村助成等	農家負担額	備考
	①	②	③	① - (② + ③)	
	円/10a	円/10a	円/10a	円/10a	
計					

(2) 土地改良施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

(3) その他施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

14 農業農村整備事業管理計画

(1) 農業生産基盤整備計画

① 補助事業

事業名	地区名	事業主体	受益面積	概算総事業費	主要工事概要	予定負担率(%)		前年度までの事業費	事業実施スケジュール 年度別事業費					予定工期	事業番号	考
						市町村	農家		RO	RO	RO	RO	RO			

② 国営事業

事業名	地区名	受益面積	総事業費	事業工期	前年度までの進捗率	当該区域内施設等			事業番号	備考
						受益面積	施設の名称及び数量	進捗率		

(2) 営農環境整備計画

事業名	地区名	事業主体	受益面積	概算総事業費	主要工事概要	予定負担率(%)		前年度までの事業費	事業実施スケジュール 年度別事業費					予定工期	事業番号	備考
						市町村	農家		RO	RO	RO	RO	RO			

15 その他必要な事項

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区名 :</li> <li>・ 所在地 :</li> <li>・ 地区設定理由 :</li> <li>・ 受益面積 :</li> </ul>
2. 事業実施区域内の農地の現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区農地の現況及び課題</li> </ul>
3. 事業実施区域内の耕作放棄地の現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備基本構想範囲の耕作放棄地の面積 : うち受益地内の面積 :</li> <li>・ 耕作放棄地の発生理由 :</li> <li>・ 整備基本構想範囲の耕作放棄地となるおそれがある農地の面積 : うち受益地内の面積 :</li> <li>・ 耕作放棄地となるおそれがあるとした理由 :</li> </ul>
4. 事業実施区域内の耕作放棄地の利用増進の方針	
5. 整備基本構想の実現のための整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備内容</li> <li>・ 整備による効果</li> </ul>
6. 営農区の概要	営農区数 : 営農区面積の合計 :
①〇〇営農区	営農区設定理由 : 営農区の整備目的 : 営農区面積 : 整備内容 : 受益面積 :
②〇〇営農区	営農区設定理由 : 営農区の整備目的 : 営農区面積 : 整備内容 : 受益面積 :

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想													
事項	内容												
7. 営農区の営農活動等方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業の生産性の向上方針 :</li><li>・ 担い手育成・確保方針 :</li><li>・ 農業生産活動方針 :</li></ul>												
8. 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想図	<p>別に添付すること。 (図面スケール : 1/25,000 又は 1/50,000) また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(①) 地区範囲、(営農区範囲)</li><li>(②) 各営農区の整備内容</li><li>(③) 各営農区の整備目的</li></ul> <div data-bbox="507 929 1364 1500"><p>・ 耕作放棄地型(〇〇地区)</p><table border="1"><caption>凡例</caption><tr><td>地区</td><td>[Red solid line]</td></tr><tr><td>営農区</td><td>[Dashed blue line]</td></tr><tr><td>排水改良</td><td>[Red vertical lines]</td></tr><tr><td>区画整理</td><td>[Green horizontal lines]</td></tr><tr><td>客土</td><td>[Green horizontal lines]</td></tr><tr><td>耕作放棄地</td><td>[Brown cross-hatching]</td></tr></table></div>	地区	[Red solid line]	営農区	[Dashed blue line]	排水改良	[Red vertical lines]	区画整理	[Green horizontal lines]	客土	[Green horizontal lines]	耕作放棄地	[Brown cross-hatching]
地区	[Red solid line]												
営農区	[Dashed blue line]												
排水改良	[Red vertical lines]												
区画整理	[Green horizontal lines]												
客土	[Green horizontal lines]												
耕作放棄地	[Brown cross-hatching]												

※ 6及び7については、別紙1の第5の3の(2)ただし書に該当する場合のみ記入すること。

(別記様式第6号)

### 遊休農地利用増進土地改良整備計画書

#### 1 計画区域の現況

都道府 県名		地区名		所在地			
地目	田	普通畑	樹園地	その他	計	備考	
農用地面積 (ha)							
受益地内の耕作放棄地面積		ha	耕作放棄地及び耕作放棄 地となるおそれがある農 地を含む割合				%
受益地内の耕作放棄地とな るおそれがある農地面積		ha					
地 土 形 壤 ・ 地 気 質 象							
地 域 農 業 概 要	専業別 農家戸数	専業	1種 兼業	2種 兼業	計	平均農家所得 (令和 年)	
						農業所得	千円
	1戸当たり 平均耕地面積 (ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得 千円
							計 千円
主要 作物 作付 面積	作物名					延作付面積 (ha)	土地利用 率 (%)
	作付面積 (ha)						
	単位収量 (kg/10a)						
地域指定等							

#### 2 課題及び整備方針

地域農業の 現状と課題	
地域農業 の振興方向	
整備方針	





<合計> 担い手数							
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
《事業前》 《事業完了》	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
うち認定農業者数	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

※ ( ) 内に各担い手の集積面積 (ha) を記載 (合計欄の [ ] 内には地区内農地面積に占めるシェアを記載)

※ 合計欄の 《 》 内には地区内農地面積 (ha) を記載

5 整備計画

営農区名 所在地	農地面積 (ha)	営農計画、 営農活動方 針 等	耕作放棄地等面積		解消方針	整備計画		
				うち 受益地内		工種名	事業量	受益 面積

区分 事業名		面積 (ha)					備 考
		田	普通畑	樹園地	その他	計	
基 幹 事 業							
併 せ 行 う 事 業							

6 耕作放棄地解消支援計画

(別紙1の別表1の区分の欄の4の(2)の事業を実施する場合のみ記入すること)

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費	備考
指導事業					
調査・調整事業					

7 耕作放棄地解消・集積促進計画

(別紙1の別表1の区分の欄の4の(3)のイの事業を実施する場合のみ記入すること)

(1) 耕作放棄地解消・集積促進事業全体計画

事業実施主体	事業実施期	実施内容	総事業費	備考

(2) 耕作放棄地集約化計画

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	目標年度 (○年度)
農業者			
うち認定農業者数			
農地所有適格法人			
うち認定農業者数			
生産組織			
特定農業団体			
その他法人			
今後育成する農業者			
<合計>	(耕作放棄地面積)  (地区内農用地面積)	[    ]  (地区内農用地面積)	[    ]  (地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積 (ha) を記載 (合計欄の[ ]内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載)。

※目標年度は、事業開始年度から起算しておおむね10年後の年度とするが、事業の進捗状況に応じて、知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いて定めることができる。

8 耕作放棄地活用推進計画

(別紙1の別表1の区分の欄の4の(5)の事業を実施する場合のみ記入すること)

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考





注1：中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のオの要件を満たす中心経営体について、当該の中心経営体別に記入する。

注3：助成割合Jの限度額は、別紙1の第11の9の(1)に基づき、下表に示すIの割合に応じた係数(a)を以下の計算式に乗じた額と

する。

$$J=F \times (a)$$

I	(a)
5%以上 10%未満	0.030
10%以上 15%未満	0.045
15%以上 20%未満	0.060
20%以上	0.075

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業（〇〇〇）採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 農業競争力強化基盤整備計画
3. その他
- 〔4. 費用負担者の同意書〕
- 〔5. 施設の管理者の同意書〕

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農地整備事業 経営体育成型				ha	百万円	

注1：〔 〕は、土地改良事業に該当しない営農環境整備事業を実施する場合に添付する。

注2：別紙1の第3の4の国営事業促進型を実施する地区にあつては、添付資料を1. 事業計画概要書及び3. その他のみとすることができる。



番 号  
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長  
農林水産省〇〇農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長

農業競争力強化農地整備事業（〇〇〇）採択申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農地整備事業 (経営体育成型)				ha	百万円	

(別記様式第 10 号)

令和〇年度 農地整備事業（経営体育成型、中山間地域型又は中山間傾斜農地型）  
計画審査表  
(第〇年度目)

1. 事業実施状況

都道府県名	〇〇県	市町村名	〇〇市、◇◇郡△△町	地区名	□□□
受益面積	ha	総事業費	百万円	R〇年度の主な工事内容	
うち区画整理	ha	R〇年度事業費	百万円	整地工 A=〇ha 揚水機場〇式	
R〇年度まで区画整理累計面積	ha	R〇年度まで累計	百万円	道路工 L=〇km	
進捗率 (区画整理面積ベース)	%	進捗率 (事業費ベース)	%		
着工年度	R〇	完了年度	R〇	備考	

2. 経営体育成等の状況

(1) 総括表

事項	事業実施前	事業完了時	経営体育成等の状況					達成状況 (評価)
				2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	
担い手への農地利用集積 ha ( )は集積率、 [ ]は集積増加率で%	〇.〇	(〇.〇) [〇.〇]	計画	(〇.〇) [〇.〇]	(〇.〇) [〇.〇]	(〇.〇) [〇.〇]	(〇.〇) [〇.〇]	
			実績	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	
			達成率	〇%				
			〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	
認定農業者の育成 (人)	〇	〇	計画	〇	〇	〇	〇	
			実績	〇				
			達成率	〇%				

注：促進計画又は特定地域導入促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の総括表も添付する。

(2) 担い手への農地利用集積の状況

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有面積 (ha) C	担い手の使用収益権面積 (ha) D	担い手の基幹3作業受託面積 (ha) E	農用地面積に占める担い手の利用集積率 (%) B/A
事業実施前						
1年度目						
2年度目						
3年度目						
4年度目						
5年度目						
事業完了時						

(注) 上段：計画、下段：実績

**(3) 地区における高収益作物の作付状況**

区分	農用地面積 (ha)	地区における 高収益作物 作付面積 (ha)	地区における高収 益作物作付面積の 事業実施前に対す る増加面積 (ha)	高収益作物の作付面積 の増加割合 (%)
	A	B	C	C/A
事業実施前				
1年度目				
2年度目				
3年度目				
4年度目				
5年度目				
事業完了時				
目標年度				

(注) 上段：計画、下段：実績

注：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

**(4) 担い手による高収益作物の作付状況**

農業者等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha)	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益権 面積 (ha)	担い手の基 幹作業受託 面積 (ha)	担い手によ る高収益作 物作付面積 (ha)	担い手によ る高収益作 物作付面積 の事業実施 前に対す る増加面積 (ha)	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%)
	事業実施前							
	1年度目							
	2年度目							
	3年度目							
	4年度目							
	5年度目							
	事業完了時							
	目標年度							

(注) 上段：計画、下段：実績

注1：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のイの(イ)の要件を満たす担い手について、当該担い手別に記入する。



(別記様式第 11 号)

○年度 農地整備事業 (経営体育成型、中山間地域型又は中山間傾斜農地型)  
 計画審査表  
 (第○年度目)

1. 事業実施状況

都道府県名	○○県	市町村名	○○市、◇◇郡△△町	地区名	□□□
受益面積	ha	総事業費	百万円	R○年度の主な工事内容	
うち区画整理	ha	R○年度事業費	百万円	整地工 A=○ha	
R○年度まで区画整理累計面積	ha	R○年度まで累計	百万円	揚水機場○式	
進捗率 (区画整理面積ベース) %		進捗率 (事業費ベース) %		道路工 L=○km	
着工年度	R○	完了年度	R○	備考	

2. 経営体育成等の状況

(1) 総括表

事項	事業実施前	事業完了時	経営体育成等の状況					達成状況 (評価)
				2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	
担い手への農用地集約化面積 ha ( )は集約化率	○.○	○.○	計画	(○.○)	(○.○)	(○.○)	(○.○)	
				○.○	○.○	○.○	○.○	
			実績	(○.○)	( )	( )	( )	
				○.○				
達成率	○%							

注 1 : 促進計画又は特定地域導入促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の総括表も添付する。

(2) 担い手への農用地集約化の状況

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の集約化面積 (ha) B=C+D+E	担い手の集約化面積のうち集約化面積			農用地面積に占める担い手の集約化率 (%) B/A
			担い手の所有面積のうち集約化面積 (ha) C	担い手の使用収益権面積のうち集約化面積 (ha) D	担い手の基幹3作業受託面積のうち集約化面積 (ha) E	
事業実施前						
1年度目						
2年度目						
3年度目						
4年度目						
5年度目						
事業完了時						

(注) 上段 : 計画、下段 : 実績

(3) 地区における高収益作物の作付状況

区分	農用地面積 (ha) A	地区における高収益 作物作付面積 (ha) B	地区における高収益作物 作付面積の事業実施前 に対する増加面積 (ha) C	高収益作物の作付面積 の増加割合 (%) C/A
事業実施前				
1年度目				
2年度目				
3年度目				
4年度目				
5年度目				
事業完了時				
目標年度				

(注) 上段：計画、下段：実績

注：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

(4) 担い手による高収益作物の作付状況

農業者等名	区分	担い手の				担い手による 高収益作物作付 面積 (ha) E	担い手による 高収益作物作付面 積の 事業実施前 に対する 増加面積 (ha) F	高収益作物 の作付 面積の増加 割合 (%) F/A
		利用集積 面積 (ha) A=B+C+D	担い手の 所有面積 (ha) B	担い手の使 用 収益権面積 (ha) C	担い手の基 幹作 業受託面積 (ha) D			
	事業実施前							
	1年度目							
	2年度目							
	3年度目							
	4年度目							
	5年度目							
	事業完了時							
	目標年度							

(注) 上段：計画、下段：実績

注1：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のイのイの要件を満たす担い手について、当該担い手別に記入する。

### 3. 所見及び改善措置等

担い手への農用地集約化

地区における高収益作物の作付

担い手による高収益作物の作付

〇〇計画変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿  
 [ 北海道にあつては、農林水産省農村振興局長  
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 ]

都道府県知事名

〇〇地区について、〇〇計画及び〇〇計画の変更を行ったので、農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第 9 の規定に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

1. 農地整備事業計画概要書

[経営体育成型及び中山間地域型の場合]

2. 基盤整備関連経営体育成等促進計画書
3. 農用地利用集積促進土地改良整備計画書

[中山間傾斜農地型の場合]

2. 特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画
3. 特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積 (区画整理面積)	総事業費	備 考
型				ha	百万円	



番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長 〕

都道府県知事名

遊休農地利用増進土地改良整備計画変更報告書

遊休農地利用増進土地改良整備計画の変更を行ったので、農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第 9 の規定に基づき、下記書類を添付して報告します。

記

遊休農地利用増進土地改良整備計画書

都道府 県 名	フリガナ 地 区 名	所 在 地	受益面積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

別記様式第 14 号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては、北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第 10 の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注 1 : 「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E				農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 (%) B/A
		担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の 使用収益権 面積 (ha) D	担い手の 基幹 3 作業 受託面積 (ha) E		
事業実施前						
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度 まで						

上段 ( ): 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画等目標年度

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者		うち認定農業者		農地所有適格法人		うち認定農業者		生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注1：担い手の区分欄については、別紙1の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者 (人)	農地所有適格法人		生産組織 (組織)	特定農業団体等 (団体)	その他法人	今後育成すべき農業者 (人等)
		うち認定農業者	うち認定農業者				
計画時							
目標							
実績(〇〇年度まで)							

(4) 地区における高収益作物の作付実績

区分	農用地面積 (ha) A	地区における 高収益作物 作付面積 (ha) B	地区における 高収益作物作付面積 の事業実施前 に対する増加面積 (ha) C	高収益作物の 作付面積の 増加割合 (%) C/A
事業実施前				
計画	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで				

上段( ): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 特定地域導入促進計画目標

上段( ): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 特定地域導入促進計画目標年度  
注: 別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

(5) 担い手による高収益作物の作付実績

農業者等名	区分	担い手の				担い手による 高収益作物 作付面積 (ha) E	担い手による 高収益作物作 付面積 の事業実施前 に対する増加 面積 (ha) F	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%) F/A
		利用集積 面積 (ha) A=B+C+D	担い手の 所有面積 (ha) B	担い手の 使用収益権 面積 (ha) C	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha) D			
	事業実施前							
	計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	〇〇年度まで							

上段( ): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 特定地域導入促進計画目標  
年度

注1: 別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

注2: 別紙1の第5の2の(2)のイのイの要件を満たす担い手について、当該担い手別に記入する。

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担い手区分別集積方法							
					農業者		農地所有適格 法人		生産 組織	特定 農業 団体 等	その 他 法人	今後育成す べき農業者
					うち認定農 業者		うち認定農 業者					
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20	(所)⑥ 1.20						
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06						
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40	(賃)⑥ 1.40						
	0205	1.35	"	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35						
小計	5.01			5.01	5.01							
~~~~~												
計												

注1:一覧表は、担い手別に整理する。

注2:集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。